



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 中小企業金融円滑化法の再延長

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. (税務) 税制改正
当初申告要件と控除額制限

NEWS1. (中小企業金融円滑化法の再延長)

平成23年12月、金融庁は、震災や円高が中小企業に与える影響を踏まえ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援への移行を円滑に進めていく「ソフトランディング」を図るため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再延長する(同法はリーマン・ショックを受けた貸し渋り・貸しはがしを防止する狙いから09年12月に施行され、すでに期限が1年間延長されています)ことを決定・公表いたしました。

この中小企業金融円滑化法は、平成24年度を最終年度として、企業の事業再生や新規融資の促進等の企業に対する支援措置を講ずるとしています。

一方、返済猶予や金利減免が、借り手企業のモラルハザードを招く懸念が強まっていることから、金融機関に融資先の中小企業に対するコンサルティング機能を強化し、経営改善を急ぐよう促しています。

具体的な対策として、

- ・金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ・新規融資の促進を図るための、資本金借入金等の活用及び動産担保融資(ABL)等の開発・普及等
- ・実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ・対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施

などを集中的に推進していくこととしています。

今後、金融機関から融資先企業に対しては、より実現可能性の高い抜本的な経営計画の策定と進捗状況の開示が求められることが予想されます。

弊事務所では、コンサルティング事業を併設しており、近年は特に、経営改善計画・資金繰り相談、返済計画策定等のご相談を多数受注しており、豊富な知識・経験に基づき、クライアントの経営再建・再生に大きく貢献しております。

NEWS2. (書籍の紹介)

知人にこの本を勧められ、急成長したサムスンの社員がどういうポテンシャルを持って、何を考え、どう成長していったのかを知ることができました。

結論を一言で言えば、「昭和のニッポンのサラリーマン」といったところです。

日本も韓国も根本的な仕事の流儀は変わらない。

つまり、時代が変わっても成長する企業の社員としての重要なポイントは変わらない。

しかし、現代の日本人には忘れられてしまったのか、教えられなかったのか、がむしゃらに働き、常識的は振る舞いが出来る人は少なくなった気がします。

もう一度気持ちを新たに仕事に取り組む、そのきっかけになる一冊です。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が**法定申告期限から原則として5年に延長**されたと聞きましたが、改正前に付されていた「当初申告要件」、「控除額の制限」の要件等は改正後どうようになったのか教えてください。

Answer

平成23年12月改正法では、更正の請求範囲が拡大され、確定申告書に適用額を記載した場合に限り可能とする要件「**当初申告要件**」が**一部の制度については廃止**され、並びに、控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「**控除額の制限**」が**見直されました**。

したがって、上記要件等が付されていた制度については今回の改正により、**確定申告後においても、損金算入額や税額控除額を増加させることが、できることになりました**。



【解説】

確定申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続きにより訂正を求めることができます。しかし、いかなる場合も誤りを訂正できるわけではありませんでした。それは、「当初申告要件」、「控除額の制限」といった要件等が付されている制度についての訂正です。

「**当初申告要件**」とは、確定申告時に、制度に係る適用額を記載するなどの**意思表示を必要とする**ものであり、「**控除額の制限**」とは、当初申告要件が付されている制度のうち、**確定申告時に記載された控除額を限度として適用を認める**というものです。

今回の改正により、**上記要件等が一部の制度について廃止・見直され**、当初申告要件が付されていた制度については、**更正の請求により事後的に適用を受けることができることとなり**、**控除額の制限についても、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることと**されました。

それでは、「当初申告要件」が廃止され、「控除額の制限」が見直された所得税額控除を例に、今回の改正を確認します。

《事例1》A社は確定申告書にて、所得税額控除10千円が可能であるにも関わらず適用を失念した場合
⇒改正前では、当初申告の際所得税額控除を適用していないため、「当初申告要件」を満たしていないので、更正の請求をすることができません。しかし、改正後では「当初申告要件」及び「控除額の制限」が廃止・見直されていることから、**更正の請求により10千円の所得税額控除が可能**です。

《事例2》B社は確定申告書にて、所得税額控除5千円を適用したが、その後さらに3千円の控除可能な費用が見つかった場合
⇒改正前では、「控除額の制限」があるため原則更正の請求をすることができません。しかし、改正後では「控除額の制限」の見直しにより、**適正に計算された正当額8千円の所得税額控除が可能**です。

その他の「当初申告要件」が廃止された制度、「控除額の制限」が見直された制度については、国税庁「平成23年度更正の請求の改正のあらまし」をご参照ください。

根拠条文等

国税通則法第23条

国税庁「平成23年度更正の請求の改正のあらまし」

週刊税務通信 (NO.3200,P1~P4 NO.3201,P37)

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850